

■直方に「取替子」あり

神は細部に宿るといいますが、歴史の手がかりもまた片隅に見いだされることがある。

幕末の安政五年（一八五八）刊行の『田嶋外伝浜千鳥』<sup>〔註〕</sup>（以下「田嶋外伝」）は、長崎街道の原田宿（筑紫野市）周辺を舞台とする読み物で、なかに彩色の挿絵が多く描かれている。絵師の清水蝶堂は原田宿の出身と推定されるだけに、宿場周辺の描写はきわめて精密である。

なかでも原田宿の名物腹太餅屋の情景は、挿絵のなかでもとくに入念に描かれている。（図1）場面は餅や菓子を入れた箱が並ぶ餅屋の店頭で、床机に掛けた悪党どもが悪だくみを交わしている。

注目されるのは、店内の数枚の貼紙である。拡大すると「筑前上座郡 健中丸 松末村□堂」「日本一法天恵散 百花堂」などあり、いずれも周辺地域の菓の広告のようだ。ささいな貼紙にまで細かに描き込む絵師のこだわりにも驚くが、その一枚に「鞍手郡 □



図1.『田嶋外伝浜千鳥』筑紫野市歴史博物館蔵

替子 □□□□□と三行に書く貼紙がみえる。これは何か。（図2）

江戸時代の筑前各地の特産品を列記した『筑前国続風土記附録』「巻之四十六 土産考・上」をみると

「取替子 鞍手郡直方村杉山玄丹と云者製す。腹痛一切に用て験あり。攻撃なり。みだりに用ゆへからす」との記事があり、貼紙はこの菓のことと思われる。また、別紙の「松末村」は上座郡松末村（朝倉郡杷木町）である。

「土産考」の藩への献上は寛政十一年（一七九九）であるから、「取替子」という菓は『田嶋外伝』に描かれるより六十年前の元文四年（一七三九）には当時

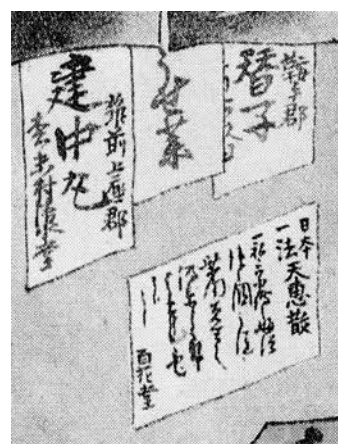


図2. 1に同じ

の鞍手郡直方町（直方市）で杉山玄丹という者が製造していたことになる。腹痛に効能があるというが、「攻撃なり。みだりに用ゆへからす」というのは、効能がはげしく取扱いに注意が必要という意味だろうか。

■広い商圏と名称の由来

この菓の今でいう宣伝チラシが原田宿にあったことは興味がかれる。隣接する夜須郡は明治初年の段階で生産額が福岡県内（筑前域）の過半をしめるほどの製菓地域であり、原田宿にほど近い肥前田代（鳥栖市）<sup>〔註〕</sup>は製菓と菓の行商がさかんな宿駅でもあった。このような環境のなかで、長崎街道でつながっていたとはいえ、四十キロもはなれた遠隔地の直方製の菓が販売されてきたことは、取替子が夜須・田代地域に伍する競争力の商品であったと推定できる。菓は軽量で行商にも適していたから、原田宿の例から推定して取替子はひろく筑前一円に売り広められていたことが想定できる。

これを裏づけるのは、明治初年における鞍手郡直方町と山部村（直方市）の菓生産額である。それは遠賀川流域全体の三十七・九%を占め、隣接する植木村（直方市）をあわせれば流域全体の八十三・四%に達して

表1 「福岡県地理全誌」による遠賀川流域の薬生産

郡名	町村名	薬の名称	生産量	単位	製造者	金額(円)	単価(円)	町村別総金額
遠賀	上上津役村	養蔵円	300	貼	能美利平	9,300	0.031	9.30
遠賀	垣生村	延寿丸	2,100	貼	土田藤九郎	21,000	0.010	
遠賀	垣生村	妙効丸	2,500	貼	土田藤九郎	10,500	0.004	
遠賀	垣生村	山田振薬	3,000	貼	土田藤九郎	30,000	0.010	
遠賀	垣生村	振出風薬	5,000	貼	土田藤九郎	25,000	0.005	
遠賀	垣生村	万能膏	1,000	貼	土田藤九郎	5,000	0.005	
遠賀	垣生村	安神散	1,000	貼	土田藤九郎	10,000	0.010	101.50
遠賀	熊手村	千金散	200	貼	藤村大四郎	1,200	0.006	
遠賀	熊手村	山田振薬	300	貼	藤村大四郎	2,700	0.009	3.90
遠賀	熊手村	黒丸子	800	貼	藤村大四郎	7,200	0.009	11.10
遠賀	竹並村	萬金散	600	貼	遍照寺勇超	4,900	0.008	4.90
鞍手	木屋瀬村	風邪薬	1,100	貼	藤井幸兵衛	6,500	0.006	
鞍手	木屋瀬村	安神散	500	貼	藤井幸兵衛	5,000	0.010	
鞍手	木屋瀬村	金龍丹	300	貼	藤井幸兵衛	9,600	0.032	
鞍手	木屋瀬村	山田振薬	1,200	貼	藤井幸兵衛	15,200	0.013	
鞍手	木屋瀬村	黒丸子	650	貼	藤井幸兵衛	8,450	0.013	44.75
鞍手	植木村	神方円	500	貼	阿部卯三郎	6,000	0.012	
鞍手	植木村	生氣丸	4,500	貼	香月佐平	40,500	0.009	
鞍手	植木村	聴明丸	2,100	貼	香月佐平	27,300	0.013	
鞍手	植木村	姓健湯	2,700	貼	香月佐平	27,000	0.010	
鞍手	植木村	黒王丸	2,000	貼	香月佐平	9,200	0.005	
鞍手	植木村	生宝丹	1,200	貼	香月佐平	4,500	0.004	
鞍手	植木村	鶴頭丹	550	貼	香月佐平	3,380	0.006	
鞍手	植木村	万能膏	1,000	具	香月佐平	3,000	0.003	
鞍手	植木村	金命丸	4,000	貼	松尾謹カ作	68,000	0.017	
鞍手	植木村	龍腦丸	10,000	貼	松尾謹カ作	60,000	0.006	
鞍手	植木村	振出	10,000	貼	松尾謹カ作	45,000	0.005	
鞍手	植木村	宝養円	3,000	貼	松尾謹カ作	31,590	0.011	
鞍手	植木村	成膏	3,000	貼	松尾謹カ作	9,000	0.003	
鞍手	植木村	山田振薬	1,000	貼	記載なし		0.000	
鞍手	植木村	風薬	1,000	貼	記載なし		0.000	
鞍手	植木村	安神散	500	貼	記載なし	5,600	0.011	
鞍手	植木村	薬玉丸	500	貼	青柳武右衛門		0.000	340.07
鞍手	山部村	取替子	30,000	貼	杉山玄丹	150,000	0.005	
鞍手	山部村	追虫園	4,250	貼	大塚宗七	46,877	0.011	
鞍手	山部村	奇験丸	740	貼	大塚宗七	8,163	0.011	
鞍手	山部村	小児丸	4,000	貼	日高藤次郎	22,800	0.006	227.84
鞍手	直方町	如達丸	1,500	貼	世良□山	65,550	0.044	
鞍手	直方町	肝涼園	5,200	貼	中村三郎七	57,200	0.011	
鞍手	直方町	黒丸子	600	貼	武内利八郎	4,500	0.008	127.25
鞍手	福丸村	龍香円	1,500	貼	村上金右衛門	28,500	0.019	
鞍手	福丸村	虫下薬	1,000	貼	村上金右衛門	13,000	0.013	41.50
鞍手	高野村	龍起丹	1,000	貼	武谷元龍	19,000	0.019	
鞍手	高野村	保嬰丸	300	貼	武谷元龍	5,700	0.019	24.70
穂波	薬市村	仙人膏	10,000	貼	茅野玄銅	5,000	0.001	5.00

いる。(表1) 取替子はこのような製薬地域で作られていた薬であった。

取替子の名の由来だが、当時は延寿丸・妙効丸など効能を示すもの、熊胆丸・人參牛黄丹など原料に由来する名称が主流であった。少数ながら黒丸子・龍丸子・朝鮮弘慶子など「子」を用いることもあるが、「取替子」の名は特異である。

参考となるものに、江戸で流行した「取替平飴売り」がある。これは町なかを「とつけえべい、とつけえべい」とふれて廻り、古釘などの古金と飴を交換する商いで、正徳のころ(一七一〇〜一七一五)に始まったという。「とつけえべい」は関東の方言で「取り替えよう」の意である。薬が同様な方法で販売された裏付けはないが、何らかの關係があるのかもしれない。

当時の取替子がどのような生薬からなる薬であったかは不明だが、天保十四年(一八四三)に杉山元吉が調合を改めたときの記録によって大方の傾向はうかがい得る。(表2)

■杉山玄丹とは

杉山玄丹については、直方市山部の西徳寺(浄土真宗本願寺派)に旧在した「杉山玄丹墓誌」に記述がある。今日、杉山家の墓は移転して墓碑も失われているが、国友千昭氏が調査したところは高さ一メートルほどの基壇上に砂岩製の石祠があり、その三面に墓誌が楷書で刻されていた。原文と解説を以下に示す。

杉山玄丹、本姓尾仲氏。山部村農長尾仲元吉少子有故改姓杉山。

自幼卓落不羈常有垂名後世之志。及長遊東都、因

津原某者伝授神仙之薬

名曰取替子。帰後遠近病客群然輻湊名重於一時。

表2 取替子調合の変遷（『飯野山部文書58』による）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	「製薬調合」 天保14年 (単位・斤)	「製薬調合」 天保14年 (単位・斤) 唐物配合	「明治9年改訂」 (単位・匁)	「明治9年改訂藤野」 (単位・匁)	「素吉記秘書写」 (単位・匁)	「素吉記秘書写・合薬の法」 (単位・匁)	「売薬検査御願」 明治8年 (単位・匁)	「売薬之次第第二付伺」 (単位・匁)	「発売差止に付山名三折調合」 (単位・匁)	「発売差止に付山名三折調合」(単位・匁)「加えてもよし」藤野
(蒼朮ノ事)古根朮	3					30				
(白朮ノ事)若根朮	4									
阿仙					120			120		
阿仙葉		量目無記入	75	300					12	12
伊豆宿砂	3									
加賀黄連	3.5		14.375	57.5		34	5.5		5.5	5.5
滑石		量目無記入			8					
甘草		4斤				27				
桂根皮						27		20		
胡黄連								55		
厚朴	4		57.5	230		27	4	40		
合薬					360					
根皮肉桂	4									
山粗子	2.5					27				
宿砂						30				
青皮	5					34	2	20	2	2
青朮香	3.5					34				
辰砂								30		
竹節人參								40		2.5
丁子					8			8		
陳皮	5		57.5			34		40		
唐厚朴									4	4
唐甘草			30	120			1	10	1	1
唐胡黄連		1斤5合								
唐山査子			57.5	230						
唐山粗子		1斤5合						20		2.5
唐宿砂		1斤5合	30					30		2.5
唐蒼朮		1斤5合						30		
唐白朮		1斤半								
唐木香		1斤5合	30	120			6	60	6	6
唐枳実		1斤5合	30	120			3		3	3
当薬			75		60		6	60	6	6
梅花龍腦					1			13		
白朮			57.5	230		30				
薄荷		量目無記入			20			20		
片腦		量目無記入			3					
穗当薬		量目無記入								
龍腦							1.5		1.3	1.3
枳実	5					44		30		
檳榔子		3斤5合	32.5	130		24	2.5	25	2.5	2.5
菘木	5.5		25	100		37	2	20	2	2
雞冠雄黄								45		
合計	48		571.875	1637.5	580	439	33.5	736	45.3	52.8

天明五年正月九日没、  
享寿五十九矣。尔（爾）後子孫世、以売薬為業其  
門尤盛。  
一日尾仲君来謂余曰、玄丹吾先也至今因其餘澤為  
家之産。故今茲欲勒其碑  
請題數語余乃歎曰孝子之於其親也容色不忘乎目聲  
音不絶乎耳況勒其碑乎。  
余與尾仲君相識十餘年於其徵言不可固辭。乃題搭  
背如此。  
岡田謙識

文久元 辛酉 秋

前段では杉山玄丹と取替子の由来についてを述べ  
る。すなわち、  
「杉山玄丹は鞍手郡山部村の農長尾仲元吉の子で、  
事情があつて杉山に改姓した。幼少から他に抜きんで  
ており、長じて江戸に登つて津原某なる者から「神仙  
之薬」を伝授された。その名を取替子という。帰郷後、  
この薬を求める人が群れ集まり、名声を博した。天明  
五年正月九日、五十九歳で没。その後子孫は代々売薬  
を業とし繁栄した。  
後段は墓誌建立の経緯である。  
ある日、友人の尾仲君（筆者註・杉山姓ではない）  
が私岡田謙を訪ねて言うには、玄丹は私の先祖であ  
る。今日にいたるまでその恩恵でわが家は富み栄えて  
いる。そこで碑を建てるので、碑文を書いて欲しい、  
と。もとより孝子がおこなうことに異論はなく、尾仲  
君とは十数年の交友もあり、このような一文をしたた  
めた。時に文久元年（一八六一）秋」

これによれば、取替子は山部村農長（庄屋）の子杉  
山玄丹が江戸で学んで持ち帰り、その後もながく作ら  
れた薬である。碑文から逆算した玄丹の生年は、享

保十二年（一七二七）となる。玄丹の江戸遊学の時期は不明だが、二十代のときと仮定すれば寛延年間（一七四八～五〇）ころだろうか。ちなみに万延二年は二月十九日に改して文久元年となった。墓誌を撰文した岡田謙は直方古町の医師岡田養正と推定されている<sup>(註5)</sup>。

一方、西徳寺の新旧二冊の過去帳には、天明元年（一七八一）八月と天明七年（一七八七）七月に「尾仲直次の父元吉」の没年がある。どちらの没年が正確かは不明だが、過去帳には子である「尾仲直次」の没年がみえない。このことは、直次が杉山姓に改めたと解釈できるから、「元吉の子」とある尾仲直次が玄丹である可能性がたかい。

もともと、杉山家の墓誌によれば玄丹の没年は尾仲元吉のふたつの没年の間にある。後者の天明七年をとれば、五十九歳で没した玄丹より元吉の方が長生きしたことになる。年代的にはあり得ないことではない。

また、くだつて明治十一年の過去帳には「外町 杉山元吉（玄丹）室 たよ」とあり、玄丹は元吉の製薬者としての「名乗り」と思われる。製薬を業とする杉山家の当主は代々「玄丹」を称していたと考えてよいだろう。

玄丹の名の由来は不明だが、「玄」は実父元吉の「元」と通音であるから、あるいは天明期に没した尾仲元吉も玄丹を名乗っていた可能性がある。その場合、業は杉山玄丹以前から尾仲家の家業であったことも考えられ、玄丹の江戸遊学もその延長上に位置づけられるよう。

#### ■尾仲氏と杉山氏の出自

玄丹の出自である尾仲氏は、中世末の土豪の系譜につながる旧家である。天正十一年（一五八三）の「新入郷夜討」など一連の杉統連発給の文書に尾仲新左らの名が見える。のち寛永三年（一六二六）に完成した福岡藩の支藩東蓮寺藩（のち直方藩）の藩主居館は尾仲氏を山部村に退去させた跡地といい、直方藩初期以降、山部村に居住していた。その後も子孫は山部村の庄屋として続き、明治に至っている。

一方の杉山氏については、東蓮寺藩士にその名がみえる。『明治初年分限帳』を根拠にその時期を「元禄期」の「黒田長清が直方藩主であった時代」との見解もあるが、元禄期の藩主は三代藩主長寛である。またこれより早く慶長五年（一六八八）の福岡藩知行表<sup>(註6)</sup>には

三百石 杉山伊兵衛

の名があり、杉山姓の福岡藩士は少なくともこの時期まで遡って確認できる。

くだつて『直方旧考』には延宝九年（一六八一・天和元）に幕府の巡検上使が通行したときの「小竹茶屋支配」として杉山兵助吉則の名がみえる。直方藩士杉山氏の初見である。

その後も元禄十四年（一七〇一）の『直方家中分限』に

杉山三郎平 納戸 二〇石四人扶持宛

「正徳職禄分限帳」に

杉山三郎兵衛 納戸組 百三十石

とあり、杉山氏は直方藩に代々仕えていたことが知られる。

直方藩は享保五年（一七二〇）に廃藩、本藩へ還付となったが、その後も安永年間（一七七二～八〇）の『福岡藩安永分限帳』には

杉山新五衛門 百五十一石一斗二升一合

とあり、杉山氏は以後明治にいたるまで福岡藩士として続いた。余談になるが、のちにその家系から政治活動家の杉山茂丸、その子で小説家の夢野久作などが生まれている。

廃藩に際し、直方藩士は福岡に引き払い、その後は福岡藩士となったが、少数の武士は分家して旧直方藩領にとどまり土着した。直方町の町役人をつとめた庄野氏、下境村の庄屋をつとめた加藤氏など、町や村の指導者層として続いている。

このような状況のなかで、杉山家墓誌にある「山部村の農長尾仲元吉の少子」が「姓を杉山と改」めたことは興味もたれる。その推定される生誕年の享保十一年（一七二六）は直方廃藩の六年後であり、旧直方藩士が同十四年の年末までに漸次福岡へ引き払ってゆく状況のなかであった。この時期に旧藩士の杉山氏の一部が山部村に土着し、在地の旧族である尾仲家から養子を迎えた可能性がたかい。

#### ■明治の医制発布と取替子の危機

以上見てきたように、杉山家が製造する「取替子」は十八世紀前半の元文年間から幕末にいたるまで、山部村（明治二十二年より直方町）に伝わってきた。

明治初年の生産量は三万貼、売上金額は一五〇円とあり、当時製薬がさかんだった鞍手郡内でも群を抜くものであった。（表一）

もともと、このころ杉山家の「取替子」は存亡の危機に瀕したことがあった。

明治七年八月、文部省は「医制」を発布し、新しく医師免許や医薬分業など制定した。同年十一月、当時の当主杉山玄丹素吉は福岡県に「売薬之次第二付伺」と題して「取替子」の配合、用法、効能を記した「売薬之次第二付伺」を提出した<sup>(註7)</sup>。これには二十一種の生

薬の配合を記し、効能として「第一 志やく(瘡)つかへ 腹一切によし。もの阿(当)たり、こわり、腹下り、腹二よし。諸喰合せ、毒消し、暑気はらい」をあげている。

しかしながら、これに対する翌八年三月の文部省の返答は「右発売難聞届候事」であり、販売は不可となった。

「右の通御達相成候に付大いに驚愕」した杉山素吉は「更ニ余程精改し」て調査を変更し、効能も「瘡ツカエ」のみに変更し、「右ハ此度新ニ調製発売仕度奉存候間御検査ノ上御差支モ無御座候ハ、免許鑑札御下渡被下度仍テ製剤相添此段奉願候也」として同年九月に「売薬検査御願」を提出した。

提出にあたり取替子の調査が再検討され、あらたな調査となったが、これには医薬・製薬にたずさわる親族の協力があつた。鞍手郡南良津村の藤野碩山は取替子の新たな調査を示し、上境村の医師山名山(三)折も藤野の助言を得て別の調査を示した。

ところが提出直後の十月二十二日、杉山玄丹素吉は急逝する。二十八歳であつた。この年十二月に長男の素一が誕生した。

明治九年四月、取替子は内務省衛生局より売薬御免許鑑札が下りた。十一月にはあわせて一流丹・奇効丸の免許も下りている。翌明治十年四月にはまだ幼児である杉山素一の名で、売薬営業の素吉からの名義変更届けが提出された。

ここで親族間の内紛が発生した。明治十二年一月、親族のひとり飯野復兵衛なる人物が「当戸主素一未タ初年ニシテ製剤スル能ワズ」との理由で売薬免許の名義を自分に変更するように申請した。これは受理されたようだが他の親族が反発し、明治十二年二月には素市(一)を名義人として親族の尾仲円造・藤野碩山・

尾仲直治の連名で「家伝薬方書類取返」の嘆願を当時の鞍手郡郡長久柳寂也あてに提出した。その内容は

「私共親族山部村杉山素吉、過る明治八年十月二十二日死去仕候に付、素吉長男同性(姓)素市え家督相続御願申上、素一を以戸主と相定候へ共、同人幼少の者にて家政相立不申候条。親族中より保護致し万事協議を以取計来り居候処、素市叔母聳同村飯野復兵衛なる者、素市方家伝取替子薬方書類を持帰り居候に付、書類返し呉候様度々及懇談候へ共兎哉角に強情を募り、一向指返し不申最早親族の力に難及、此上は御役所の御憐愍を以飯野復兵衛御呼出の上、書類指返し候様御説諭被仰付度、此段親族連署を以奉歎(嘆)願候也。

鞍手郡山部村 九千六百番地居住 杉山素市(マ)

明治十二年二月

親族

尾仲円造

同 藤野碩山

同 尾仲直治

鞍手郡々長 久柳寂也殿」

というものであつた。

この嘆願は認められたようで、素一はその後明治三十年に「明治大学の前身明治法律学校を出で、後家業に従事」しており、取替子の製造販売は素一家に戻っている。その後の地元出版物にも

「往時東蓮寺の取替子と称し腹痛特效薬として有名であつた。旧藩時代福岡家中に帯刀を許され行商したものである。元祖杉山玄丹氏の末杉山素一氏は今尚製造販売している」との記述がある。

## ■杉山素一と取替子

杉山素一はその後政友会の党员として地元政財界で活躍した。大正六年に町会議員に就任し、商工会副会長、直方民間飛行場常任理事、日之出橋改築などに従事、昭和六年から昭和十二年まで直方市市会議員を務めた。(写真1)

取替子の販売も順調だったらしく、当時の「売薬商」五店の中で唯一取替子のみが振替口座を開設している。

素一には子がなく、親戚筋にあたる直方新町の飯野彦太郎の次男元次郎(大正九年生)を養子を迎えた。元次郎は成人して歯科医となつたため、製薬は戦後も素一が続けることとなつた。

そのころすでに製薬は小規模なものとなつていたらしく、元次郎の子、玄治(昭和二十四年生)は昭和三十年ころ、父が外町の広大な自宅の離れで製薬を手伝っていたのを見た記憶がある。

「上野焼の大皿で薬を手でまぜて正露丸のような小さな丸薬をつくり、銀箔をまぶしていた。取替子とはこれではなかったか」「仕上がる丸薬をすくう小さな穴のあいた匙で袋に入れていたようだ。しかし頻りに製造していたのではなかった」という。



写真1. 杉山素一

妹の素美子が記憶している取替子の葉袋は、白地に青と赤の二色で印刷した素朴なものだった。戦前戦後の一時期、元次郎の妻醇子は製造した数種類の葉を小倉南部や鞍手郡鞍手町に「置き葉」していたが、葉が少ない時代はよく売れたという。また、自宅は市街地から農村部につながる日の出橋ちかくにあったため、馬車を引いて橋を渡って来る人などが通行のついでに葉を買い求めていたとも記憶している。いずれにせよ、この時期は家族のみの零細な製造であったようだ。

その後、元次郎が石炭の好景気で賑わう遠賀郡香月町(北九州市八幡西区)に齒科医院を開業し、一家はこの地に移った。ところが昭和三十七年ころ自宅が火災で全焼し、製葉にかんする一切が失われることとなった。今日残る製葉にかかわる品は、葉をこね合わせる時の「コネバチ」と呼ばれる陶器の大鉢のみである。



写真 2. 取替子製造のコネバチ

没した。これは取替子製造の終焉でもあった。取替子製造の諸権利はその後大阪の製葉会社「丹平製葉」(現・丹平中田株式会社)に売却された。

おわりに

「名葉」とよばれた取替子の消長二百余年を概観した。江戸からもたらされた葉は直方の杉山家に引き継がれ、代々の当主は「玄丹」を襲名した。江戸後期には上座・朝倉郡および肥前田代の売葉に伍する競争力を備え、広域の商圏を有していた。これは、江戸後期の直方町で製葉がさかんであり、同時に長崎街道の宿駅化していたことによることが大きいと思われる。

明治初期にはいっても、取替子は製葉がさかんな直方町とその周辺でも他を圧する生産であった。その後、も売葉制度の変化に適切に対応し、相続時の親族間における軋轢も乗り越えて、製葉は小規模ながら戦後まで続いた。

もっとも、火災で史料が失われたこともあり、製造・営業の具体的内容は不明である。昭和初期の「直方町記念誌」「直方市制記念誌」や昭和の一時期、「置き葉」をしていたとの証言を敷衍すれば、明治以前から配置売葉が行われていたことも推測される。今後の課題としたい。

(うしじまえいしゅん)

本稿をなすにあたっては、国友千昭・篠田尊徳・杉山玄治・杉山素美子の各氏、および筑紫野市歴史博物館から有益なご教示を頂き、また便宜をはかって頂いた。篤くお礼申しあげます。

註

1. 筑紫野市歴史博物館蔵
2. 拙稿「福岡県地理全誌」にみる筑前の製葉(予察)

1. 『かやのもり』17 近畿大学産業理工学部 二〇一二年
2. 拙稿『飴と飴売りの文化史』弦書房 二〇〇九年
3. 国友千昭「西徳寺の杉山玄丹墓誌」「郷土直方」37号 直方郷土研究会 二〇一二年
4. 註4に同じ
5. 紫村一重ほか編『新入郷夜討』『直方市史』資料編上巻 一九八三年
6. 紫村一重ほか編『直方旧考』『直方市史』資料編上巻 一九八三年
7. 坂上知之「福岡藩馬廻組百三十石杉山家の士官時期の検討」『夢野久作と杉山3代研究会』会報第三号 二〇一五年
8. 『慶長五年国中知行表』宝暦六年写 筆者蔵
9. 『福岡県地理全誌』鞍手郡直方町の項
10. 直方市図書館蔵「飯野山部文書58」による。三六六丁の小横帳で表紙を欠く。直方市総務部「直方市史資料目録」一九八一年では「庄屋手控」の仮題があるが、葉の処方・製法および明治以降の免許や願書の写しを記した「調合帳」である。
11. 『飯野山部文書58』「売葉検査御願」
12. 『飯野山部文書58』「家伝取替子葉製法改定南良津村藤野碩山調査」
13. 紫村一重ほか編『市史史料162』「売葉営業願」『直方市史』資料編下巻 一九八三年
14. 『飯野山部文書58』「売葉御免許鑑札名届改・・・二付伺」
15. 『飯野山部文書58』「家伝薬方書類取返の儀に付款願」
16. 和田泰光「創建三百年 直方町記念誌」筑豊之実業社 一九二六年
17. 和田泰光「直方市制記念誌」筑豊之実業社 一九三二年
18. 長谷川寛次「なほかた商案内」直方商工会 一九二六年
19. 同
20. 同

素一は昭和三十八年(一九六三)七月に八十八歳で